

保育料 口座振替の手続きについて

利用者負担額（保育料）は、毎月、口座振替にて納入いただくことになっております。
つきましては、口座振替をご希望される金融機関にて、下記のとおりお手続きくださいますようお願い申し上げます。

1 提出先 口座振替取扱金融機関

常陽銀行	茨城県信用組合	茨城みなみ農協(支店のみ)
みずほ銀行	水戸信用金庫	東日本銀行
三井住友銀行	筑波銀行	結城信用金庫
中央労働金庫	ゆうちょ銀行	

- 2 持参物 ①「市税等口座振替依頼書（4枚複写様式）」（別冊）
 ② 金融機関の通帳届出印

- 3 提出期限 入所月の前月末まで（土日祝日を除く）
※期限を過ぎますと、入所月からの口座振替ができませんのでご注意ください。

4 その他

- ・依頼書の「納入義務者」欄は、保育料の場合、認定証の支給認定保護者となります。
- ・依頼書の「口座名義人」欄は、納入義務者以外の方でも差支えありません。
- ・依頼書の「振替（払込）開始日」欄は、『入所月』をご記入ください。

5 注意事項

- ・既にきょうだいが入所している方で、つくばみらい市の保育料を口座振替されている場合は、口座情報が自動的に引き継がれるため、再度お手続きいただく必要はありません。振替口座を変更される場合のみ、金融機関にてお手続きください。（すでに入所しているきょうだいが、認定こども園及び小規模保育施設の場合はお手続きが必要になります。）
- ・きょうだい同時に入所が決まった場合、世帯で1部ご提出ください。
ただし、きょうだいが認定こども園及び小規模保育施設へ入所の場合は、各施設での徴収となりますので、後日各施設から連絡があります。

6 口座振替日

保育利用月	口座振替日	保育利用月	口座振替日
令和6年 4月分	4月30日（火）	令和6年10月分	10月31日（木）
5月分	5月31日（金）	11月分	12月 2日（月）
6月分	7月 1日（月）	12月分	12月25日（水）
7月分	7月31日（水）	令和7年 1月分	1月31日（金）
8月分	9月 2日（月）	2月分	2月28日（金）
9月分	9月30日（月）	3月分	3月31日（月）

※保育料の口座振替日は毎月月末となっております。ただし、口座振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

7 口座振替の口座等について

口座振替のお手続きをされた金融機関の口座から、上記振替日に自動振替いたしますので、残高不足とならないようご注意ください。

8 口座振替ができなかった場合

次のような理由で、口座振替日に振替できなかった場合、再度の口座振替は行っておりません。その場合は、納付書（納入通知書）を送付いたしますので、以下の納付場所にて、ご納付ください。

なお、納付書に記載された納付期限までに納付がない場合は、督促の対象となります。

- （１） 残高不足等で口座振替ができなかった場合
- （２） 口座振替のお手続きが間に合わなかった場合等

【納付場所】 ※市役所開庁日、金融機関営業日に限ります。 《順不同》

市役所伊奈庁舎（会計課）	市役所谷和原庁舎（市民窓口課会計係）	
常陽銀行	茨城県信用組合	茨城みなみ農協（支店のみ）
筑波銀行	水戸信用金庫	東日本銀行
中央労働金庫	結城信用金庫	みずほ銀行 ※1

※1 口座振替のみ対応

【市役所（日曜窓口）】 ※納付書持参の場合のみ納付いただけます。

第1・第3 日曜日 → 谷和原庁舎 市民窓口課	午前8時30分～正午まで
第2・第4 日曜日 → 伊奈庁舎 市民窓口課	